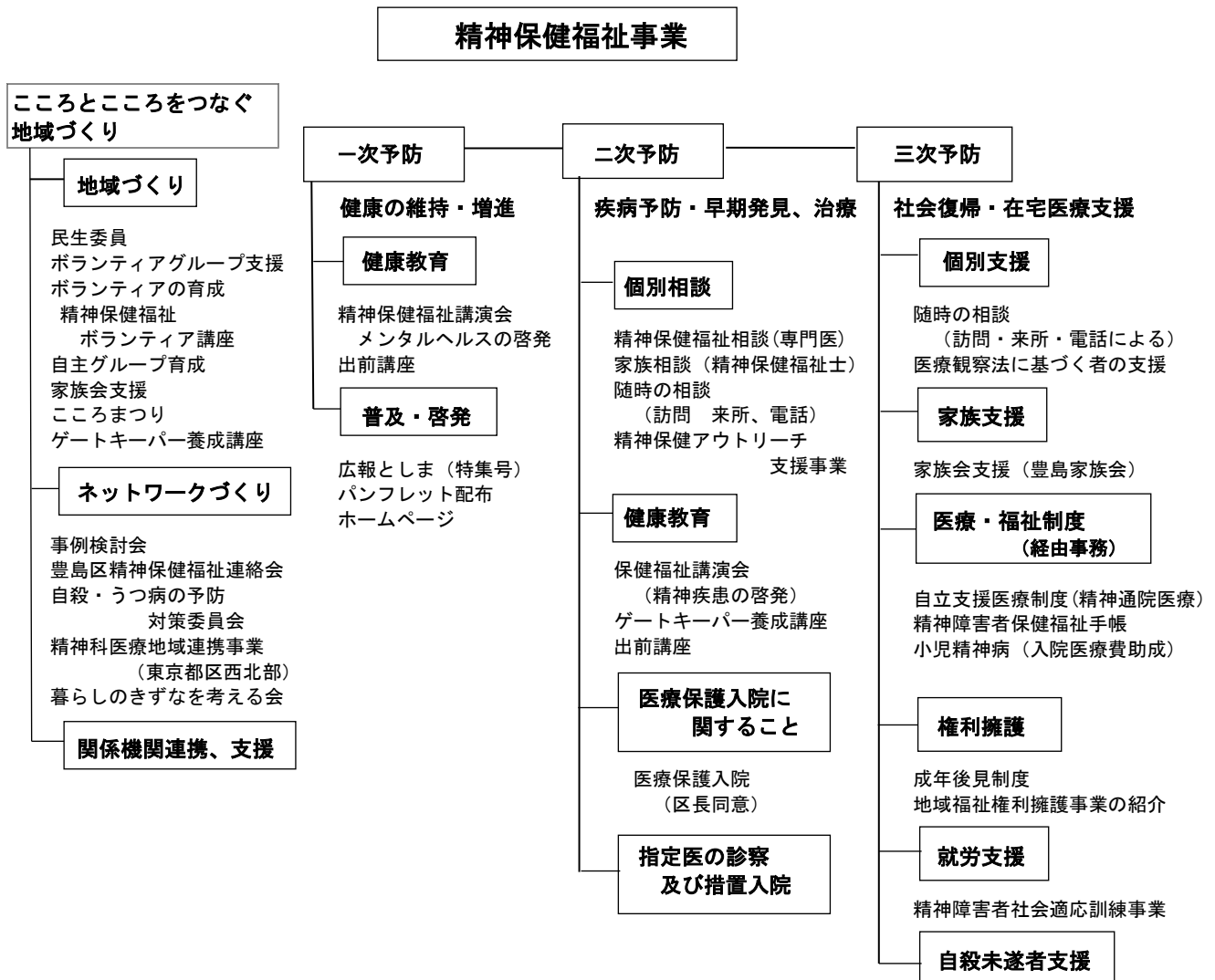


12. 精神保健

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）に基づき、地域住民の精神的健康の保持・増進、精神障害者の早期治療の促進を図るとともに、精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加と促進に向けて取り組んでいるところである。

なお、精神保健福祉法の「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう（第5条）。



＜根拠法令＞

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）

地域保健法

障害者基本法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

心神喪失等状態が重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）

自殺対策基本法

[1] 精神疾患の発生予防と精神的健康の保持増進

(1) 普及・啓発

精神保健に関する知識を普及し、精神障害者に対する理解を深めるために講演会等を行なっている。

[平成30年度実施テーマ等]

- ①精神保健福祉講演会（池袋保健所）2回：75人
8月21日：双極性障害 基本の「き」
3月1日：「統合失調症」～自分らしく暮らすために
- ②ゲートキーパー養成講座（池袋保健所）12回：322人
- ③こころまつり（長崎健康相談所）1回：803人
- ④精神保健福祉ボランティア講座
（長崎健康相談所）2回：13人

区分 年度	開催回数(回)	参加人数(人)
26	19	1,438
27	13	1,091
28	15	1,078
29	19	1,293
30	17	1,213
池袋	14	397
長崎	3	816

(2) 薬物乱用防止普及啓発

薬物乱用の根絶を目指し、東京都、警察、教育委員会等関係機関との連携により、薬物乱用防止の普及啓発活動を推進する。また、東京都薬物乱用防止推進豊島地区協議会の活動を支援し、地域に根ざした普及啓発活動を効果的に行なった。

[平成30年度の主な取り組み]

- ①東京都薬物乱用防止推進豊島地区協議会の活動支援
 - ・小中学校での薬物教室実施（4回）と、それに向けた勉強会実施（7回）
 - ・薬物乱用の現状や課題に関し「成田麻薬探知犬訓練センター」の見学と職員の講義を受講
- ②としま情報スクエア（2回出演）：「薬物はダメ。ゼッタイ！」薬物乱用防止活動の普及啓発
- ③中学生を対象とした薬物乱用防止啓発用ポスター、標語の募集
- ④イベント等での薬物乱用防止啓発グッズ配布
 - ・社会を明るくする運動、こころまつり、としま子どものつどいワンパクまつり

(3) 精神保健福祉相談

精神疾患が疑われる者並びに関係者に対し、専門医による相談を行なうとともに、随時、保健師等による相談、又は訪問活動を行なっている。

① 訪問指導

() は実数（単位：件）

訪問指導	区分 年度	合 計	一 般	社会 復帰	老人 精神	心の健康 づくり	児童・ 思春期	依存 症	その他	保健師	福祉
	26	381	264	7	12	81	9	6	2	(176) 374	(3) 7
訪問指導	27	413	267	4	5	111	10	15	1	(162) 413(※)	(0) 0
	28	328	248	4	1	47	6	22	0	(120) 328(※)	(0) 0
	29	382	322	4	5	30	6	8	7	(155) 382(※)	(0) 0
	30	378	319	12	2	23	11	4	7	(145) 378(※)	(0) 0
	池袋	213	168	10	1	12	11	4	7	(93) 213	(0) 0
	長崎	165	151	2	1	11	0	0	0	(52) 165	

(※) 平成27年度から健康管理システム導入に伴い、池袋と長崎、双方で関わった場合全体としては実数1と計上

② 精神保健福祉相談（所内相談・電話相談：随時）

（単位：件）

所内面接・電話・文書等相談	区分		合 計	一 般	社会 復帰	老人 精神	心の健康 づくり	児童・ 思春期	依存 症	その 他	保健師	福祉
	年度											
	26		3,543	2,905	100	56	312	72	54	44	3,527	16
	27		2,984	2,246	60	71	397	48	121	41	2,984	0
	28		2,514	1,864	52	59	386	52	84	17	2,514	0
	29		3,656	3,036	43	41	318	36	124	58	3,656	0
	30		4,330	3,736	26	20	384	42	56	66	4,330	0
		池袋	1,724	1,307	23	18	256	40	38	42	1,724	0
		長崎	2,606	2,429	3	2	128	2	18	24	2,606	

（注）平成27年度から健康管理システム導入に伴い、池袋と長崎、双方で関わった場合全体としては実数1と計上

③ 精神保健福祉相談（専門相談・予約制）

区分 年度	精神保健福祉相談（精神科医師）		家族問題相談（精神保健福祉士等）	
	回数（回）	延人数（人）	回数（回）	延人数（人）
26	18	47	12	24
27	17	41	12	21
28	18	44	12	20
29	18	41	11	20
30	18	45	12	32
	池袋	12	31	32
	長崎	6	14	

④ 関係機関連絡

（単位：件）

区分 年度		合 計	医療機関	福祉関係	保健関係	その他
26		1,836	532	955	167	182
27		2,026	861	884	144	137
28		1,888	722	949	127	90
29		2,352	1,031	1,112	96	113
30		1,978	848	914	139	77
	池 袋	1,276	535	612	89	40
	長 崎	702	313	302	50	37

[2] 医療

(1) 精神障害者の入院に対する区長同意（精神保健福祉法第33条3項）

（単位：件）

医療保護入院の必要があるとの指定医による診察結果があり、本人の入院同意が得られない精神障害者において、家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、区長の同意があるときは、同意書を交付する。

年度 \ 区分	交付数
26	56
27	33
28	35
29	61
30	40

(2) 指定医の診察及び措置入院

精神障害者の診察及び保護の申請と警察官による通報（精神保健福祉法第22条・23条）

法22条 … 精神障害者又はその疑いのある者を知った者は、誰でもその者について指定医の診察及び必要な保護について保健所長を経由し、都知事に申請することができる。

法23条 … 警察官は、精神障害のため、自傷他害のおそれがあると認められるものを発見したとき、最寄りの保健所長を経由し都知事に通報しなければならない。

□池袋保健所

（単位：件）

年度 \ 区分	診察及び保護申請	警察官通報
26	0	91
27	0	120
28	0	94
29	0	108
30	0	83

(3) 小児精神病（入院医療費助成）

□申請数

（単位：件）

年度 \ 区分	総数
26	3
27	1
28	3
29	2
30	2
池袋	2
長崎	0

(4) 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患のため通院による治療を受ける場合、医療費に継続的な負担がかかる。障害者総合支援法に基づき、通院医療費の負担軽減を図る制度である。

□申請取扱件数

(単位：件)

年度	区分	申請件数	申請件数（内訳）				
			新 規	更 新	再 開	他県転入	変 更 等
26		5,446	439	2,933	308	68	1,698
27		6,069	488	3,381	338	115	1,747
28		6,138	572	3,140	371	131	1,924
29		6,473	608	3,390	355	126	1,994
30		7,002	600	3,409	379	482	2,132
	池 袋	4,586	417	2,195	243	301	1,430
	長 崎	2,416	183	1,214	136	181	702

□疾病分類別申請数（診断書提出分）

(単位：件)

年 度	26	27	28	29	30		
						池袋	長崎
症状性を含む器質性精神障害	44	54	72	86	90	59	31
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	74	113	98	146	114	83	31
統合失調症、分裂病型障害及び妄想性障害	513	734	658	716	460	291	169
気分（感情）障害	795	1,198	1,272	1,289	1,168	782	386
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	120	223	203	348	286	193	93
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	6	7	13	46	48	30	18
成人の人格及び行動の障害	17	16	14	38	43	28	15
精神遅滞	19	35	18	128	80	57	23
心理的発達の障害	52	67	94	136	153	102	51
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	19	37	46	138	184	128	56
特定不能の精神障害	0	0	1	0	0	0	0
てんかん	74	110	106	141	116	73	43
睡眠障害	0	0	1	6	2	2	0
その他	0	0	1	1	2	2	0
総 数	1,733	2,594	2,597	3,219	2,746	1,830	916

(注1) 疾病分類は、保健師業務年報に準じた区分。

(注2) 申請数を認定数とみなす。（「主たる精神障害」および「従たる精神障害」の延べ件数）

(注3) 平成22年度から更新時の診断書の提出が2年に1度となったため、新規申請及び診断書提出のある更新申請のみ記載。

[3] 社会復帰及び自立と社会参加の促進

(1) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(単位：件)

年度	区分	総数	新規交付 (1級)	新規交付 (2級)	新規交付 (3級)	更新 (1級)	更新 (2級)	更新 (3級)
26		924	15	92	206	27	283	301
27		1,024	19	99	180	30	352	344
28		1,095	19	116	211	36	364	349
29		1,207	18	104	238	37	414	396
30		1,228	12	90	243	41	446	396
	池袋	771	10	68	145	27	262	259
	長崎	457	2	22	98	14	184	137

(注) 手帳の有効期限は2年間。

(2) ノーマライゼーションの推進（再掲）

長崎健康相談所では精神障害者の社会参加をすすめるため、地域活動支援センター・ボランティア等の関係機関と協働して企画・運営し、地域住民との交流の場として「こころまつり」を開催している。（会場：長崎小学校）

[平成30年度の実施内容]販売コーナー（手工芸品・軽食・リサイクル品等）、体育館企画（長崎獅子舞・ダンスステージ・吹奏楽演奏等）、こころの健康展示コーナー、精神保健福祉関係の社会資源紹介コーナー、保育園児によるこころの絵、スタンプラリー

年度	区分	参加者数 (人)	実行委員会	
			回数 (回)	人数 (人)
26		707	9	82
27		718	10	84
28		607	9	86
29		697	9	78
30		803	9	81

(注) [1]精神疾患の発生予防と精神的健康の保持増進(1)普及・啓発③こころまつり参照。

(3) 自主グループの支援

年度	区分	ポトスペース		ララ	
		回数 (回)	参加者数 (人)	回数 (回)	参加者数 (人)
26		44	479	38	147
27		45	480	36	83
28		45	488	35	76
29		46	434	35	82
30		11	183		

(注) ポトスペース：としまコスモスの会（豊島区精神保健福祉を進めるボランティアグループ）によるフリースペースの運営、30年度から月1回参加。ララ：自助グループ。長崎健康相談所改築に伴い終了。

(4) 精神障害者の家族への支援

家族同士の交流・情報交換を行ない、当事者の病気や障害を学び合う「燦々会」が、池袋保健所で行なわれている。

年度 \ 区分	回数 (回)	延人数 (人)
26	11	138
27	11	121
28	10	116
29	10	87
30	9	75

(5) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の支援

平成17年7月6日、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の医療及び観察等に関する法律」(以下、「医療観察法」と略す)が公布された。「重大な他害行為」とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ(これらの未遂も含む)、傷害(軽微なものは対象にならないこともある)にあたる行為である。

この支援制度は、上記の行為を行ない、心神喪失者又は心神耗弱者と認められて不起訴になった人、心神喪失を理由として無罪の裁判が確定した人、心神耗弱を理由として刑を減軽する旨の裁判が確定した人(実際に刑に服する人は除く)を対象とし、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的としている。

□医療観察法に基づいて処遇され、支援を開始した者の内訳及びケア会議回数 (単位:人)

年度 \ 区分	殺人	放火	強盗	強姦	強制わいせつ	傷害	ケア会議(回)
26	0	1	0	0	0	1	12
27	0	0	0	0	0	0	10
28	0	0	0	0	0	0	11
29	0	0	0	0	1	0	4
30	0	1	0	0	0	3	17

[4] 自殺・うつ病の予防

(1) 豊島区自殺対策計画策定委員会・推進会議

自殺対策基本法第13条第2項に基づき、「豊島区自殺対策計画」を策定した。策定にあたっては、セーフコミュニティ活動のひとつとして取り組んでいる「自殺・うつ病の予防対策委員会」のこれまでの実績を生かしている。策定委員は、豊島区医師会、豊島区薬剤師会、豊島区民生・児童委員、地域生活支援センター、豊島区民社会福祉協議会、東京都立精神保健福祉センター、池袋労働基準監督署、警察署及び若者支援関係団体や自殺対策関係団体で構成されている。また、推進会議委員は政策経営部・総務部・区民部・文化商工部・保健福祉部・子ども家庭部・教育委員会事務局等の庁内職員で構成されていて随時、合同会議を実施し、計画策定の検討を重ねて平成31年3月に「豊島区自殺対策計画」を策定する。

□実施状況

区分 年度	実施回数 (回)	参加委員 (人)	平成30年度の主な内容
26	2	43	・「豊島区自殺対策計画」の策定 ・豊島区自殺対策計画策定委員会・推進会議の開催 ・区内大学院との協働連携活動 「若者のいのちを守る」ハートプロジェクトの実施 ・区内大学との連携協働による「大学生向けゲートキーパー養成講座」を実施 ・各職場によるOJT研修の実施 ・子ども若者課及び中高生センタージャンプとの連携 ・指導課及び教育センターと合同研修会の実施
27	2	52	
28	2	47	
29	3	70	
30	4	112	

(2) 普及啓発

自殺・うつ病に関する偏見をなくし、正しい知識を普及するための情報を発信している。

□平成30年度実施状況

区広報・ホームページ	・広報9月1日号「気づいてください！体と心の限界サイン」 ・広報12月12日号 パブリックコメント豊島区自殺対策計画（素案） ・広報2月21日号「気づいてください！体と心の限界サイン」 ・区ホームページに「自殺防止！東京キャンペーン」を掲載 ・区ホームページに豊島区自殺対策計画（素案）を掲載
主な啓発活動	・豊島区自殺対策計画～いのちを守る地域づくり・まちづくり・人づくり～を策定 ・ポスター掲示(200枚)・メッセージカード配布（6,771枚） ・中央図書館特集展示（9月・3月）でパンフレット等の配布 ・子ども若者支援事業講演会等で自殺予防対応マニュアル等の配布 ・東武鉄道株式会社、JR東日本株式会社及びアニメイトでポスター掲示、花のメッセージカード・リーフット等の配布 ・8月18・19日の帝京平成大学オープンキャンパスの学食で啓発ランチョンマットを活用、配布 ・1月14日東京芸術劇場にて開催された成人の日の集いにて、メッセージカードの配布 ・帝京平成大学大学院の学生が中高生センタージャンプ東池袋の開催する「毎日若者食堂」や「インプロシアター」（即興劇）に参加

(3) ゲートキーパーの養成

相談窓口をはじめ地域で活動する方が、周囲の人の変化に気づき、声をかけ、必要な相談機関や専門相談につなぐことにより、自殺に至る要因の連鎖を断ち切ることを目的として、「ゲートキーパー」養成講座を実施している。

平成24年度からセーフコミュニティ認証を機にゲートキーパーを3層に分類して、体系的な養成を目指している。

I層：ゲートキーパーの指導者。「東京都」が行なう研修等を受講した人。

II層：地域や職場で活動、役職等でゲートキーパーとしての役割が期待できる人

III層：友人・家族・近隣の人など身近なゲートキーパー

□実施状況

(単位：人)

区分 年度	I層	II層	III層	計	対象
26	2	117	254	373	民生・児童委員、区民ひろば職員、コミュニティソーシャルワーカー、ふぉー・ていースタッフ、区内大学院生、区民、区職員
27	0	221	35	256	民生・児童委員、区民ひろば職員、コミュニティソーシャルワーカー、地域福祉サポーター、区内大学院生、区民、区職員
28	0	88	273	361	コミュニティソーシャルワーカー、区民ひろば職員、区内大学院生・区内外大学生、大学教員、区民、区職員、教職員
29	0	95	296	391	コミュニティソーシャルワーカー、区民ひろば職員、区内大学院生・区内外大学生、大学教員、区民、保護司、教職員
30	0	128	194	322	主任児童委員、スクールソーシャルワーカー、区内大学院生・区内大学生、大学教員、区民、区職員、教職員、実習生

(注) I層は、都の研修受講者。

(4) 面接・電話相談

保健師・福祉職による相談を随時実施している。

□自殺相談件数（延件数）

(単位：件)

区分 年度	訪問	面接相談	電話相談
26	2	8	31
27	4	3	12
28	2	8	16
29	5	4	17
30	8	8	42